

国際会議出席報告

「第4回権利と経済と環境に関する 国際シンポジウム-沿岸域-」

八 木 宏 樹
(小樽商科大学商学部 教授)

1. はじめに

2002年6月26日から28日までの3日間、南仏エクス・アン・プロバンス市で開催された「第4回権利と経済と環境に関する国際シンポジウム (Property Rights, Economics and Environment)」に参加した。聞き慣れないシンポジウムであるが、フランス国立エクス・マルセイユ第3大学の主催、UNESCO後援の、1996年以降2年に1回ずつ開催される結構大がかりな国際シンポジウムである。毎回テーマを決めて法律や経済、また、自然科学の研究者や技術者が一堂に会して、一分野だけでは解決に至らない学際的な問題を討論する場であるが、フランス自体が海洋の権利や産業についての先進国である上に、海洋学や海洋産業のメッカであるマルセイユ市を控えているため、テーマは海や水に関する話題が多くなる。日本からの参加はこれまでなかったと聞かすが、そこで同大学と学術協定校である小樽商科大学に声がかかり、今回筆者の参加に至った次第である。主宰者であるマックス・ファルク氏から「ぜひ日本からの参加を増やしたい」と依頼されこともあり、今回誌面をお借りして、このシンポジウムの概要と2002年大会の内容を紹介する。

2. シンポジウムの沿革

国際シンポジウム「権利と経済と環境」はエッ

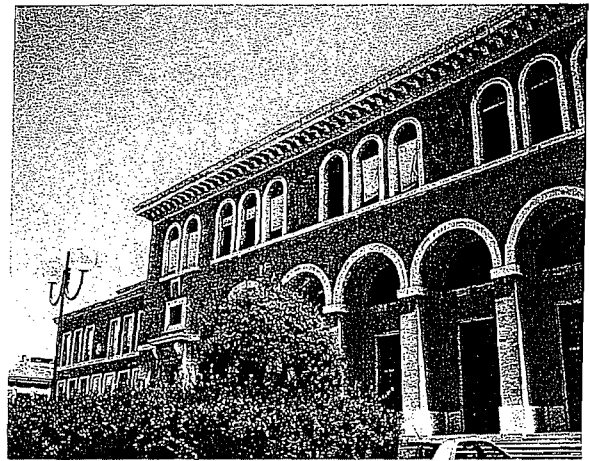


写真1 会場となったエクス・マルセイユ第3大学

クス・マルセイユ第3大学の主催であるが、実際には1992年にパリに創設された「国際環境問題研究センター (ICREI)」と1996年にエクス・アン・プロバンスに創設された「財産権と環境に関する研究グループ (GEDPE)」が中心となって運営されている。いずれも産学官の複合組織である。フランスのみならず観光立国や水産国の国々では、開発に伴う様々な環境問題が生じている。沿岸区域は国有地あり、私有地ありで、ややもすると対立の図式になりがちであるが、本シンポジウムは様々な複合する問題を、自然保護や環境保護の立場を取るサイエンティスト、実際に産業を営む民の立場、また、これらを取りまく行政の立場のそれぞれの視点から議論し、それぞれの有形無形の権利を守りながら、最も良い解決の方策を探ることが趣旨である。このため、参加者は経済学者、法律学

者、さらには自然公園管理者、観光業者、漁業者、養殖業者、行政担当者など、世界各国から多岐にわたり、様々な具体例を挙げて議論することになった。

初回のシンポジウムは様々な問題点を抽出することを目的に1996年に開催され、第2回シンポジウムは「水と資源」をテーマに1998年に、第3回シンポジウムは「海洋資源」をテーマに2000年に、いずれもエクス・アン・プロバンス市で開催された。

今回のテーマは「沿岸域 (Coastal Zone)」で、フランスやアメリカを始め、沿岸域にまつわる様々な問題の提起や対処の例が報告された。参加者リストに名を連ねていた者の合計は237名、これに学生を中心にした当日参加者が加わった。参加国はフランスが最も多く160名余、アメリカが16名、ベルギーが13名、英国が8名などで、概してEU諸国からの参加が多かった。遠くはアフリカ諸国やフランスの海外領土からの参加もあり、アジアからはフィリピン1名、中国1名、日本1名(筆者)であった。また、EUとしての参加が4名、国連機関からの参加はUNESCO 4名、UNEP 1名であった。

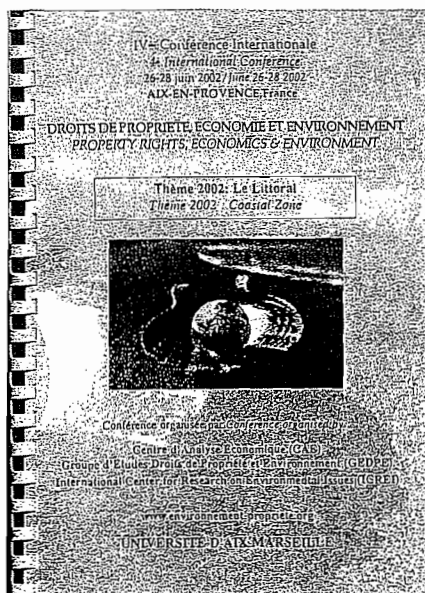


写真2 シンポジウムのプログラム(レジュメ集)

3. シンポジウムと話題提供

シンポジウムは主としてパネラーによる話題提供があり、続いてラウンドテーブル方式で討論が行われた。また、1日目の午後には分科会に分かれてワークショップを行い、3日目の午後には総合討論が行われた。それぞれのテーマは次のとおり。

ラウンドテーブルのテーマ

- 第1テーマ 沿岸域の保全、権利の保証および法的規制
- 第2テーマ 沿岸公用地に対する支出と限界
- 第3テーマ 沿岸陸地利用における管理の法的根拠と限界
- 第4テーマ 沿岸域管理の実態-各国の事情-

ワークショップのテーマ

- 第1分科会 沿岸域における様々な制約
- 第2分科会 沿岸域における私有地の役割
- 第3分科会 沿岸域における様々な権利
- 第4分科会 沿岸域保全における種々の保護団体の役割
- 第5分科会 沿岸域における農水産業
- 第6分科会 沿岸域における海洋レジャーのあり方
- 第7分科会 持続可能な沿岸域管理に向けての技術開発
- 第8分科会 持続可能な沿岸域管理に向けての今後の法整備と経済展望

総合討論のテーマ

行政的視点からみた沿岸域の未来像

—ヨーロッパ及び国際的な視点から—

シンポジウム全体としてのトーンは「海は共通の財産である」ということと、「人の権利を守る」ということであろう。沿岸域の保全に関しては、環境問題意識が目覚めて久しい欧米では当然のこととして受け止められている。海岸線



写真3 シンポジウムの風景

は国の管理になっているので、たとえば沿岸域の自然公園（マルセイユ近郊のカラック海岸など）には、むやみに手を加えることができない。問題は海岸に隣接する私有地と海を利用する産業がどの程度その権利を有するかどうかという点である。私有地を利用する権利は土地所有者にあるのは万国共通であろうが、欧米の場合、「共通の財産」の中に、海水や海洋資源だけではなく、景観やアメニティも含まれることが特徴的である。南仏カンヌでは海中養殖施設が景観を損ねるという理由で撤去を余儀なくされた例が紹介された。「共通の財産」は、裏返せば「特定の利用」はできないという意味も持つ。伝統的な農業や小規模な水産施設が、景観や環境保全を目指して地元自治体と共同して行った取り組みが紹介されたが、自治体がプライベートセクターに参与する限界については論議的であった。パブリックを優先するに当たってプライベートセクターをむやみに規制することもできない。というのはプライベートセクターにも守られる権利があるからである。

「共通の財産」を享受するのは多くの場合バカンス客である。バカンスつまりマリンツーリズムの持つ経済貢献はいかなる場合でも無視できない。しかし、保護区などを設置したとしてもマリンツーリズムの発展は自然破壊を招きかねない。そこに大きな矛盾が生じることになり、

どこまでが権利で、どこから先が規制の対象になるのか、また、どの程度国や自治体が関与すべきなのかなど、古くて新しい問題に直面している。英仏海峡に面したグランビルという小都市からは港の拡張に当たって環境に配慮した長期計画が報告された。工事に着手するに当たっては、地元民だけではなく、「海は共通の財産」という概念を前面に押し、利益は「すべての者に」という大義名分が必要であった。マルセイユ前面海域における海洋牧場計画の報告があったが、貝殻などの天然物を利用した人工魚礁を設置し、豊かになった海はパブリックに還元するというマスタープランはほぼ完成しているものの、パブリックの財産に手を加えるに当たって解決すべき問題はまだまだ多いとの話である。

沿岸域の保護に際しては国や自治体の関与の限界が議論的になっている状態で、いわゆる権利のグレーゾーンが存在する現在、ナショナルトラストや自然保護のNPO団体の役割が重要になっている。とくに英国ではこの点に関してのコンサルティングが盛んである。アジアやアフリカ諸国では、法以前の問題で環境破壊が進んでいる。フィリピンやタンザニアのサンゴ礁保全など、NPOの持続可能な環境保全に果たす役割はとくに大きい（タンザニアからはエコツーリズムの問題点も報告があった）。

オセアニアの沿岸域はさらに深刻であった。「すべての人の海を楽しむ権利」を強調しすぎた結果、ニューカレドニアは確かに経済的な恩恵は受けているものの、観光開発により伝統的な地元民の活動や権利が損なわれ始めている。欧米の言う「権利」は遠い小国には届かないのであろうか。

筆者は、北海道における海洋レジャーと漁村の共存の話題を提供したが、水産資源の保護のためにはレジャー客にもある程度の規制はやむを得ないであろうと発言したところ、一部の参加者には趣旨が理解されなかった。漁業はプラ

イベートセクターであり、プライベートセクターのためにパブリックに規制をかけるべきではないとの反論である。

本シンポジウムは問題提起やケーススタディを中心として進められ、行政への提言という形で結論には至らなかった。それだけ権利が交錯し、難しく複雑なテーマのシンポジウムだったということであろう。

4. 関連視察

シンポジウムにはマルセイユ沖に位置するサン・フリオル島にある魚類の養殖施設と、地中海独特の切り立った石灰質のがけで構成されている海岸カラंकの視察が組み込まれていた。サン・フリオル島での養殖はタイ、スズキ、クルマエビが主体で、民間企業の経営で現在のところ採算はとれているという。養殖設備や使用している餌料は日本の技術を導入しているせいか、施設についてはとくに目を見張るものはないが、観光施設や観光客が優先される地中海のリゾート地帯での養殖施設ということで、排水の水質浄化に気を遣い、また、養殖施設自体も別荘風に設計されているなど、景観に配慮されていたことが印象的であった。

カラंक海岸は国立公園に指定されているた



写真4 マルセイユ沖合サン・フリオル島の養殖施設

め建物の設置は禁止されており、地中海の自然を堪能することができる。海上はかなりの数のプレジャーボートが航行あるいは係留されていた。プレジャーボートは船外機のモーターボートからカタマラン（双胴船）や大型クルーザーまであらゆる種類の船がいて、釣りや水泳など思い思いの楽しみ方をしていた。バカンスシーズンの地中海はプレジャーボートが集中するのであるが、係留施設には十分なキャパシティがあり、また、外来の船が自由に立ち寄るにはとくに支障はない模様である。カラंक沿いの小さな港は、漁船よりもプレジャーボートの方が多く、外国船籍の船も多かったことから、各地を船で楽しむヨーロッパの優雅なバカンスを垣間見ることができた。二カ所の視察から、少なくともマルセイユ近郊の地中海は、バカンス客が最優先されるという印象が残った。

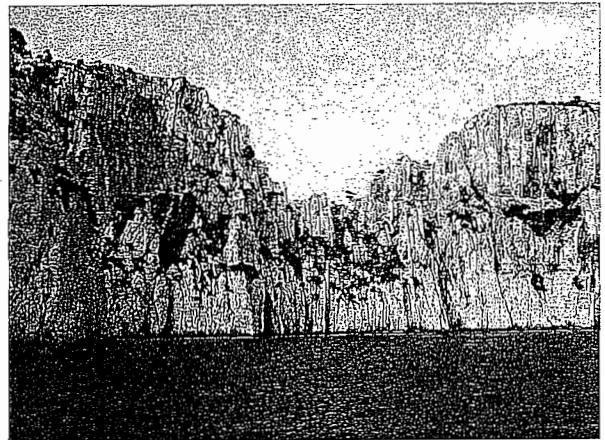


写真5 石灰岩が浸食してできたカラंकの海岸

5. エクス・アン・プロバンスというところ（次回に参加する方々へ）

ところでエクス・アン・プロバンスという街は昨今のプロバンスブームで、すでに名前は知っている方も多いと思う。パリから南へ約800 km、空路ではパリの空港からマルセイユ・プロバンス空港まで1時間30分程度、空港からはエクス・アン・プロバンス行きの連絡バス

で30分程度で、バスは頻繁に出ているので交通の便は良い。陸路では最近、フランスが誇る超特急TGVが新設のエクス・アン・プロバンス駅に停車するようになったため、鉄道旅行も人気があるが、TGV駅は市街地から遠く、また、連絡バスは空港バスを兼ねているため、夏休み時期にはTGV駅からだと乗り切れない場合もあると聞いた。マルセイユ・プロバンス空港は夜遅くまで賑わっているが、夜11時過ぎには連絡バスがなくなるので注意を要する。

エクス・アン・プロバンスはマルセイユからわずか30kmしか離れていないが、170万人都市のマルセイユと比べると小さくまとまっている。人口は14万人をわずかに切る程度であり、市街地も旧城壁跡に造られた外周道路の中に訪ねるべきところがすべてあるので散策が楽しい。「泉の街」、「芸術の街」などエクス・アン・プロバンスの別名はいくつもがあるが、とくに夏休みの間はふと立ち寄った教会の中や、街路樹の木陰で音楽会が開かれ、ミラボー通りのオープンカフェは夜遅くまで賑わう。昼間は野菜や鮮魚の市、プロバンス地方の名産の色鮮やかな布の市、家具や食器の骨董市があちらこちらで立ち、シンポジウムの会場もこの近くにあるので、フランス特有の長い昼休みでも時間をもてあますことはない。もちろん、レストランも数多くあり、地中海料理を味わうことができる。

エクス・アン・プロバンスからマルセイユまでは頻繁に高速バスが通っているので、マルセイユまで足を伸ばしてマルセイユ本港や旧港、漁港なども訪ねることができる。

また、国際シンポジウムにつきものは、各種団体主催のレセプションである。エクス・アン・プロバンス市長主催のレセプションでは18世紀に建築されたいわばエクス・アン・プロバンスの歴史的建造物パビヨン・ヴァンドゥームの中庭でカクテルパーティが、マルセイユ市

長主催ではマルセイユ旧港に浮かぶ海上レストランでの夕食会が行われ、世界各国からの参加者との情報交換ができる。



写真6 バカンス客でにぎわうエクス・アン・プロバンスの市街地

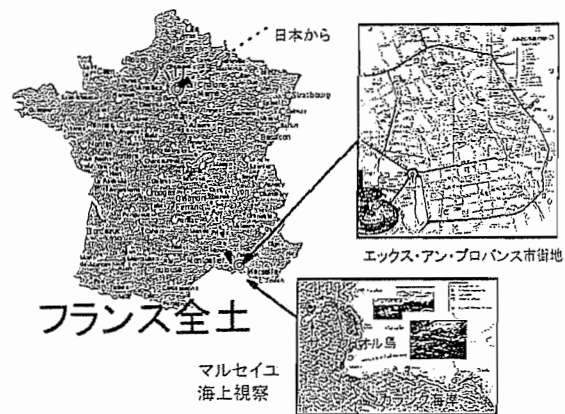


図1 エクス・アン・プロバンスへの道

6. おわりに

国際シンポジウムに参加することは、価値観の異なる国や人たちが集まる中で、私たちの考えていることが国際スタンダードであるかどうかの判断ができることにあると思う。今回、筆者は「海は誰のもの？」というテーマで漁業資源と海洋レジャーに関する様々な問題について話題を提供したのであるが、ノルウェーやカナダの参加者には、「海洋資源を守るためには海洋レジャー客にもある程度はルールが必要」とい

う日本では当たり前の考え方がなかなか理解されなかったことは、私にとって新しい発見であった。「海はみんなのもの、基本的には自由だ」という欧米の考え方がある一方で、同じ欧米でもプライベートセクターの経営者や、レジャー産業により海洋希少生物やサンゴ礁に影響が出始めているアジア・オセアニア諸国からの出席者には多少理解されたことなど、海洋をめぐる歴史、とくに漁業や海洋レジャーが社会的、経

済的にどのような位置付けになっているかによって考え方も大きく異なっていることが分かった。日本あるいは北海道の海や海洋資源を守るためには、世界の色々なスタンダードの中で、もっともふさわしい方策を選んでいく必要があることを再認識させられ（これが何であるか振り出しに戻ってしまったが）、バカンスで賑わう南仏のシンポジウムを終えた。